

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）367条及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）134条1項の規定に基づく固定資産税減免不許可処分並びに法702条の8第7項及び条例188条の30の規定に基づく都市計画税減免不許可処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が令和3年1月15日付固定資産税減免不許可決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った令和2年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）減免不許可処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、本件家屋評価資料の提出を年明けまで待つてほしい旨担当職員に伝え、担当職員に了承してもらった。その際、本件申請書についても同時に提出したい旨担当職員に伝えた。よもや、締切が12月23日と記載された書類（本件家屋評価資料）が年明けでも大丈夫で、12月28日と記載された書類（本件申請書）が不許

可になるとは思いもよらなかった。

土地を購入して家を建てることは、人生の中でもそうそうあることではなく、請求人は、日々こうした案件に触れている処分庁とは違って、こうした制度、書類及び手続のことはよく分からない。そもそも本件について、わざわざ郵送するという手続を設ける必要がどこにあるかという疑問もある。誰がどこにどんな土地を買ったのか、処分庁はすでに把握しているのであろうから、自動的に減免の手続を進めてもらえばよいだけの話なのではないか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年10月5日	諮問
令和3年12月21日	審議（第62回第4部会）
令和4年1月25日	審議（第63回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税等の賦課期日

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とするとしており、また、法702条の6によれば、都市計画税についても同様とされている。

そして、固定資産税等の納税義務者、課税客体、課税標準等の

課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定されるものである。

(2) 固定資産税等の課税標準

土地に対して課する固定資産税等の課税標準は、基準年度（法 341 条 6 号）における賦課期日における価格で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されたものとしている（法 349 条、702 条）。

(3) 固定資産税等の減免

法 367 条によれば、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができることとされ、法 702 条の 8 第 7 項によれば、同条 1 項前段の規定により都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が法 367 条の規定によって固定資産税を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても、当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとするとしている。

これらの規定を受けて、条例 134 条 1 項 4 号は、「規則で定める固定資産」に該当する固定資産であって、知事において必要があると認めるものに対する固定資産税の納税者に対しては、当該固定資産税を減免することと規定している。また、条例 188 条の 30 は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、知事において特別の事情があると認める場合を除き、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとしている。

また、条例施行規則（昭和 25 年東京都規則第 126 号。以下「規則」という。） 31 条 2 項によれば、条例 134 条 1 項 4 号に規定する規則で定める固定資産は、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受ける者が所有する固定資産、賦課期日後に相続税法の規定により租税に代わり物納された固定資産その他特別の

事情があると知事が認める固定資産とすることとされており、規則 31 条 3 項によれば、同条 2 項に規定する固定資産に対する固定資産税の減免は、当該事情を考慮して知事の認めるところにより減免することとされている。

(4) 小規模非住宅用地に対する減免

条例 134 条 1 項 4 号及び 188 条の 30 の規定を受けて、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱」（平成 14 年 3 月 29 日付主税税第 509 号知事決定。以下「減免要綱」という。）が定められ、面積要件、資格要件等同要綱に定める一定の要件に該当する非住宅用地（以下「小規模非住宅用地」という。）に対して、固定資産税等の 2 割を減免としている。

また、減免要綱を受けて、減免の取扱いについて、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免について（通達）（平成 14 年 3 月 29 日付 13 主資計第 427 号主税局長通達。令和 2 年 3 月 31 日改正によるもの。以下「減免通達」という。）が定められている。減免通達第 5・1 は、小規模非住宅用地に対する減免は、令和 2 年 12 月 28 日（月）までに減免申請があったものに対して、令和 2 年度分の固定資産税等について適用するものとし、減免通達第 4・1 は、減免の申請に当たっては、減免申請書に必要書類を添付させるものとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人が本件申請書を提出し、処分庁がこれを収受したのは、令和 3 年 1 月 12 日であることが認められる。

そうすると、令和 2 年度分の固定資産税等に対する小規模非住宅用地に係る減免は、令和 2 年 12 月 28 日までに申請があったものに対して行うとされているところ（1・(4)）、本件申請が期日を徒過したものとして、処分庁が本件処分を行ったことに、違法又は不

当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、令和2年12月23日締切の書類（本件家屋評価資料）が年明けの提出でも可であって、同月28日締切の書類（本件申請書）が不可であるとは思ってもよらなかった旨主張する。

しかし、固定資産税等の減免については、法の規定が、条例の定めるところによりこれを行うこととしており、これを受けて、条例134条1項が定められ、さらに、規則31条2項、減免要綱及び減免通達が定められている。減免通達第5・1により、小規模非住宅用地に対する減免は、令和2年12月28日までの減免申請に対して、令和2年度分の固定資産税等について適用するものとされていることからすると固定資産税等の課税事務を日常的に遂行している担当職員が、本件申請の締切を翌年に持ち越すことを可としたとは、請求人の主張のみから直ちに認めることはできない。そして、同年8月7日、処分庁は、本件減免案内を請求人に送付しており、それには、申請の期限を「令和2年12月28日（消印有効）」とする記載があるため、その期限までに本件申請をすべきなのは明らかであり、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、自身が購入した土地について、処分庁はすでに把握しているのだから、自動的に減免の手続を進めてもらいたいとも主張する。

しかし、小規模非住宅用地に対する減免は、申請に基づき行うとされていることは、上記1・(4)のとおりであり、また、本件減免案内にもその旨の記載があるのであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)